

近代・現代

一 行政機関とその変遷

1 豊岡県の設置

(一) 久美浜県三丹各藩会議事

市立図書館蔵

(表紙)

明治二年己巳從仲春
 久美浜県庁三丹各藩集会議事一件誌稿
 政務局

(前略)

己巳三月

議事録

海内府藩県ノ三治ニ帰シ三治一定ノ御趣意ヲ体認シ、

明治二年己巳(三月)季春廿五日三丹各藩ノ諸士於久美浜集集會議事

知久美浜県事

判 県事

(原文、藩名二段書き)
宮津藩・篠山藩・亀山藩・田辺藩・福知山

藩・出石藩・園部藩・柏原藩・綾部藩・豊

岡藩・峰山藩・(付)柳岡藩・山家藩

議 事

一、境界標柱ヲ可立事

藩県所轄錯雜ノ地ハ各自ノ有司出會、境界ヲ正シ木

標ヲ可立事

一、藩県訴訟人取扱ノ事

当県所轄ノ人民、各藩領民ニ懸リ訴出候時ハ裏書シ、

添書ヲ以、当県へ召寄ヘシ。(シ)若各藩ノ領民、当県所

轄ノ者ニ懸ラハ各藩ヨリ添書ヲ以、当県へ差出、裁

判ヲ可受事

一、油紋印鑑ノ事

当県所轄ノ者ハ当県ヨリ鑑札相渡、各藩領ハ領主

ヨリ可相渡事

一、捕縛取扱ノ事

博奕ニ不限、凡法則ヲ犯ス者ハ其政府ヨリ禁スヘキ
筈、然レトモ其政府ノ不知所ニ於テ犯法ノ者有レハ
我所轄ノ人心ニモ差響ケハ、聞是次第他ノ管内ト雖
モ其政府ニ通スヘシ。併(シ)緩急モ有ハ時宜ニ寄、捕縛
シテ後ニ政府ニ通スル事モ有ヘシ。

後会議案

一、常社倉ノ例ニ倣ヒ凶荒予防ノ備ヲナスヘシ。然共、
多クハ其名有テ其实ナシ。如何セハ名実相对ト永久
スヘキ。

一、小学校ヲ設ケ書学・素読・算数ヲ習ハシメ、各其
用ヲ欠サラシムル為也。其法如何セハ可ナラン。

(下略)

(二) 但馬三県合併伺

『横浜毎日新聞』明治四年十月十八日

当今の時勢、一州一県の治体にも御定可相成候所、叢
爾の小県各々立庁罷有候は冗費の至に御座候間、一県
にても減少相成候方可然と奉存候に付、三県商議合併
仕候はば如何哉と奉存候。此段奉伺候。以上
明治四年
辛未九月

村岡県大参事 町田 錯

名代

宮田 備

豊岡県権大参事 岡崎品享(岩崎豊)

出石県大参事 桜井 勉

(三) 三藩合併論を排す

京都市・猪子敏子氏蔵

(豊岡・出石・村岡)
三藩ヲ合併シテ豊岡ニ県ヲ置ノ論、善ハ則善矣。然レトモ朝旨ニ先ンシテ之ヲ建白スルハ則不可ナルニ近シ。今、廃藩置県ノ命アリト雖、亦藩名ヲ以テ県名トナスノ令アリ。然レハ則、現今藩ヲ廃スト雖、猶未ダ合藩ノ意ヲ見ハサズ。(あら)朝廷モト其意アレハ、必スシモ三藩ノ建白ヲ待ズ其処置必ス此ニ出ツヘシ。若シ其意ナキニ朝旨ニ逢迎シテ之ヲ求ルハ、是レ自ラ其藩ヲ廃スル也。蓋シ(按并地)校生ノ主意三藩ヲ合スルニ在スシテ出石侯ヲ立ルニ在ン。出石侯ヲ立ント欲スル、彼ニ於テハ固トヨリ当然ナレトモ、我ニ在テハ是自ラ其君ヲ棄ルナリ。知事ヲ他邦ニ求ルモ亦然(リ)。苟モ人臣タル者、豈之ヲ為スニ忍ン哉。是レ其不可ナル所以也。今ノ計ヲ為ス

ニ只緘黙以テ朝命ノ下ルヲ待チ、沈静持重務テ人心ヲ鎮定スルニ若カス。鄙見蓋シ如此。足下(テ)以為何如。三田ノ轍ヲ履ムモ亦一理ナキニ非ズ。然レトモ今ノ時ニ際シテ之ヲ求ルハ、恰モ罪人刑場ニ臨ミ叫呼涕泣シテ助命ヲ乞フニ似タリ。死罪既ニ定矣。如何スヘキ。乞モ亦死シ、乞ハサルモ亦死ス。此ニ至テ醜態ヲナサシヨリ、從容死ニ就ニ若カス。丹波諸県ノナス所、刑場叫呼スル者ト謂ヘシ。年限ヲ以テ士族ニ祿ヲ給シ、限滿チテ後庶人ニ下ストノ御処置ナレハ如何トモスヘキナシ。若シ其期限ナク只久美(久美派)其他ノ貫屬トナスノミナレバ、三田ノ故智ヲ用イルモ亦可ナルニ似タリ。何トナレハ即今永祿ノ如ク見ユレトモ、後來褫奪セラルル必然ナレバ也。然レトモ、三田ハ廢藩以前既ニ願ヒ出セリ。故ニ公廩ノ余金ヲ以テ基立トスルノ論ヲ建ツルヲ得。今既ニ廢藩ノ後ニ至テハ全ク三田ニモ倣ヒカタシ。如シ(も)、強ヒテ倣ント欲

セバ、無利息金ヲ拝借シ年数ヲ限テ夫ニ産業ノ基ヲ立テ、基既ニ立テ後、農商ニ帰スルノ策ヲ建ツヘキノミナラン。然レトモ、之ヲ建議スルハ弥^(いよいよ)ノ発令アリシ後ニ於テスヘシ。今日之ヲ歎願スルハ所謂、刑ニ臨ンテ宥死ヲ乞フ者也。

○この文書に年月日と署名はないが、筆蹟は豊岡藩執政・猪子左家太(清)のものであり、藩用箋を用いている。内容から廃藩置県布告(明治四年七月十四日)直後のものと見られる。

○三田藩は明治四年五月、挙藩帰農を内容とする「帰田仕法」を政府に上表し、政府資金貸付けを出願した。

(四) 廃藩置県から「大」豊岡県の設置まで

「豊岡県庁日記」・舟木直光氏蔵

(明治四年)
七月二十一日 酉

○東京邸今月十六日所発ノ急報達シ、今月十四日藩ヲ

廃シ県ヲ置クラ報シ、且左ノ諸書ヲ転送ス。

一 七月十四日 廃藩置県ノ御布告書

一 同 夜 松江藩伺書、御付紙共

一 同 十五日 ノ 詔書

一 同 日 知事公免官ノ書

一 同 日 弁官口達^{大参事以下}ニ依ル^{覚書}

一 同 日 貨幣ノ御布告書

一 同 日 大蔵省貨幣取調御達書及別紙共

七月二十二日 戌
庚

○朝第十^時字、諸官員及士族ヲ庁ニ集メ、詔書ヲ示シ廃

藩置県ノ事ヲ告ク。

○大ニ村市ニ廃藩置県ノ事ヲ布告ス。

七月二十三日 亥
辛

○今月十八日東京邸所発ノ急信達シ、東京府ノ元知事

公帰京ヲ命スルノ書ヲ致ス。

○民部省ニ申ス書写

一 高巻万五千八百式石四斗四升一合八勺五撮

城崎郡・二方郡新田畑共

八月二十九日
亥丁

○前知事公、東京ニ赴ク。

十月二十七日
甲申

○今年税額如左。

一 総計米壹千八百式石式斗九升七合八勺七撮

城崎郡

此俵四千五百五俵二斗九升七合八勺七撮

一 総計米壹千百十石九升一合

二方郡

此俵二千七百七十五俵九升一合

合米二千九百十二石三斗八升八合八勺七撮

十一月八日
甲午

○夜、東京邸今月三日所発ノ急信達ス。今月二日、太

政官下ス所ノ但馬・丹後及丹波半国尽ク県ヲ廃シ、

更ニ豊岡県ヲ置クノ書、及ヒ物成郷村帳スヘテ豊岡

県ニ交付スルヲ命スルノ書ヲ転送シ、并ニ小松豊岡

県権令・田中豊岡県権参事・大野豊岡県七等出仕ニ

任セラルル事ヲ報知ス。時ニ猪子大参事・岩崎権大

参事ハ糶町ノ東京邸ニ在リ。田村権大参事・舟木少

参事ハ豊岡ニ在リ。

蓋

(後西。実は靈元) 院天皇寛文八年戊申、京極氏封ヲ豊岡ニ移

スヨリ凡二百有二年、一変シテ藩治トナリ、又二

年再変シテ県治トナリ、又未タ半歳ナラス、三変

シテ遂ニ大県ヲ成ス。豊岡ノ名豈偶然ナラン哉。

(五) 「大」豊岡県設置経過

「公私之日記」鳥井忠文氏蔵

(明治四年十一月) 雨天

昨夜、東京ヨリ御着便ニテ、当豊岡町ニテ、大県被置候趣被仰出、左ノ通御布告御手板被仰出候事

中市長へ

元豊岡県へ

従前管轄ノ地所・物成・鄉村等、当未年ヨリ豊岡県へ可引渡事

但、元官員ハ当分、従前ノ県庁ニ於テ事務可取扱事

辛未十一月

右ノ通被仰出候間、拾町へ可相触モノ也。

十一月 県庁

中市長へ

今般、播磨国并丹後・但馬・丹波国ノ内、従前ノ諸県ヲ被廢、更ニ左ノ通り県ヲ被置候事

播磨国一円

姫路県

丹後国 但馬国一円

豊岡県

丹波国 多紀郡 氷上郡 天田郡

右ノ通被仰出候間、十町へ可相触者也。

十一月 県庁

右ノ通ノ事故、一統誠ニアキレハテ候事也。依テハ、

去月十二日出願致候人別へ披露ニ付、於下院ニ着屋仁

右衛門仕出ニテ祝酒、一同へ給り候也。人別左ノ通、

當時是ハ今朝生野へ被參候。小田井町市長 当番也。
中市長 福井庄三郎 富田治助 佐川義右衛門、

菅田町市長

右三人也。

中市市長 久保町

由利良右衛門 鳥井山三郎 福井勇三郎

新町 京口町
 文治郎 義左衛門 寺町 長三郎 小尾^(町) 右衛門
 竹屋町 彦左衛門
 永井町其他連印ノ人別(略)

(下略)

「御用留」田中彦右衛門家旧藏・但馬信用金庫藏

内々至急廻章ヲ以、得貴意候。然ハ久美浜県御廃止ニ付、豊岡本県ト相成、但丹兩國并丹波三郡ニテ凡高四
 十万石ノ御支配ノ趣、未夕表沙汰ニハ相成不申候へ共、
 明日ハ少参事様外御兩人豊岡へ御出張ニテ御受取可被
 成候趣相違無之様子、右ニ付テハ久美浜市中大心配、
 別テ多茂屋又兵衛家内一同落涙イタシ種々心配ノ咄ニ
 テ拙トモ誠ニ困リ居候儀ニ御座候。

右ノ次第二付、拙愚案イタシ候ハ是迄久美浜御勤被成
 候御役人様方豊岡へ御引越シニ相成候ハハ豊岡札如何
 相成候哉難計、皆々御用心被成候テ可然事ト被存候。

(明治四年) (中略)
 辛未十一月二日

大谷村

田中彦右衛門

今般、丹後・但馬・丹波国ノ内、従前ノ諸県ヲ被廢、
 更ニ豊岡県ヲ被置、元久美浜県權知事從五位小松彰被
 任權県令、元久美浜県大参事田中光儀被任權県参事候
 旨各蒙宣下候条、可得其意モノ也。

辛未十一月十日

豊岡県庁

右御布令十一月十一日朝、御役所ヨリ大郷長迄御下
 ケニ相成候事

(六) 県庁官宅營繕費割

「月番帳」佐川儀右衛門家旧蔵・市立図書館蔵

新県庁官宅營繕入費三分の二并 区長・副区長・祠官・
祠掌等月給、旅費・御用状賃錢・牢獄取建入費三分の
二、郡中入用可取計旨被仰出候の趣有之候間、前書諸
入費銘々持高拾石に付、金三步つゝ来る廿八日迄相納
可申、割渡仕訳書の義は各区長事務取扱所において可
承合候。然上は是迄小間割等を以、為差出者^(註)村限りの
取計は都て相廃止、県庁より触達有之候外一切出金に
不及候事

(中略)

(明治五年)
壬申五月

豊岡県庁^(印は豊岡県裁判所)

豊岡町大市長

(七) 大蔵省証券引換

「豊岡県布達」

大蔵省証券ノ内、為換座三井組ト記載有之候五十錢・
二十錢・十錢ノ三種、新紙幣ト引換可相成ニ付、県庁
掛屋ニ引換方可願出ノ旨、本年八月中及布達置候処、
右ハ丹後・但馬ニケ国ハ豊岡町広岡久右衛門出店、丹
波国ハ福知山町小野組出店ニ最前布達ノ通、相心得、
来十二月廿日限無遅滞引換方可願出候。此段小前未々
迄不洩様可触示者也。

豊岡県

明治六年九月

参事 田中光儀

正権区長

当県付但馬・丹後二ヶ国ノ分、掛屋ノ儀、豊岡町佐川儀右衛門外二人エ申付置候処、今般改正ノ御布達ニ基キ大坂^(坂)府下広岡久右衛門エ更ニ掛屋申付方可及上陳ニ付、本月廿三日ヨリ同人当地出店相設候条、貢納其他諸上納共、広岡久右衛門預手形ヲ以、相納可申、此段相達候事

明治六年九月廿五日 豊岡県 参事 田中光儀

正権区長

(ハ) 豊岡県大区・小区・学区一覽表 (作表)

豊岡市蔵

(但馬の国のみ。丹後・丹波両国分略)

(一二一三三ページに分載)

(九) 但馬国第一・第二・第三大区、区戸長名簿

畑野豊氏蔵

(表紙)

明治七年

区戸長役名簿

五月改

依願総区长被免、但事務従前ノ通詰合区长ト名唱更ニ拜命、十月廿日 詰合区长

准十四等官

中山 三郎

同

梅垣 西浦

第 (但馬国城崎郡) 一大区

同

区长

佐川義右衛門

准十五等官

副区长

和田垣 讓

同

同

木築 秀次

(八) 豊岡県大区・小区・学区一覽表

第3 大学区 大学本部 大阪府 豊岡県管内				小区	村 町	小学区	学校位置
第24番中学区 中学位置未定 但馬国				2	結戸 桑島 飯谷 々浦 村	9番	飯谷村
小区	村 町	小学区	学校位置				
第1 大区 (城崎郡)				1	連区	滋茂町	連区
小 区	京新 口町 町	1番	連区				
	大磯 尾崎 町	2番					
	小南 本本 町						
	豊田 町	3番					
	宵中 田田 町						
	竹屋 町	4番					
	滋茂 久保 町						
小永 田井 町	5番	連区					
新寺 屋敷 町	6番						
2	鎌下 田宮 村	7番	鎌田村				
	馬南 路谷 村						
小 区	祥雲 寺村	8番	下鶴井村				
	法花 寺村						
森山 本村	8番	連区	野垣村				
				剛寺 井村			
下鶴 井村	8番	連区	野垣村				
赤石 村							
3	塩江 津本 村	12番	連区				
	今森 坂内 村						
3	大篠 岡村	13番	連区				
	中谷 谷村						
小 区	河合 谷村	14番	梶原村				
	百合 地村						
3	庄境 原村	14番	梶原村				
	梶原 撫野 村						
3	日立 野村	15番	野上村				
	六地 蔵村						
4	野宮 上島 村	15番	野上村				
	舟町 日市 村						
4	目坂 谷村	16番	連区				
	船谷 村						
4	辻内 町村	17番	野垣村				
	福成 寺村						

一 行政機関とその変遷

小区	村 町	小学区	学校位置	小区	村 町	小学区	学校位置				
4	大谷村 野垣村 吉井村 庄村	17番	野垣村	5 小区	伊賀谷村 江野村 岩熊堂村 新滝津村 森村	27番	滝村				
	岩井村 宮井村 栃江村	18番	宮井村		計	93	27	18校			
小区	第2大区 (出石郡)										
	4	福田村 下陰村 中陰村 上陰村	19番	中陰村	1 小区	材木町 谷山町	28番	連区			
		5	高屋村 正法寺村 戸牧村 小尾崎村 妙楽寺	20番		正法寺村	魚屋町 東条町		29番		
			5	九日市下ノ町村 九日市中ノ町村 九日市上ノ町村 佐野村		21番	九日市上ノ町村	伊内木町 八木町	30番	出石町	
				5		津居山村	22番	連区	入佐田町 宵鉄炮町		31番
						瀬戸村 小島村	23番	瀬戸村	田結庄町 小人町		32番
	5	湯島村	24番	連区	松枝町	33番					
		同桃島村 今津村	25番	湯島村	馬場住村 福中砂村	34番					
		来日村 簸磯山村	26番	簸磯村	川原上町 水村	35番					
					3	三宅村	36番	三宅村			

小区	村 町	小学区	学校位置	小区	村 町	小学区	学校位置
3 小 区	森尾村 立石村 香住村 下鉢山村	36番	三宅村	4 小 区	西野々村 高竜寺村 坂野村 日向村	44番	太田市場村
	上鉢山村 長谷村 倉見村 安良村 田多地村	37番	倉見村		中山村 虫生村 口藤村	45番	中山村
	坪井村 宮内村 袴座(狭)	38番	宮内村		畠(畑)山村 中藤村 奥藤村	46番	畠(畑)山村
	奥野村 市場村	39番	奥野村		相田村 佐田村 小坂村 後村	47番	相田村
	口小野村 奥小野村	40番	口小野村		久畑村 葉王寺村 大河内村	48番	久畑村
4 小 区	寺坂村 畠(畑)石村 水殿村 日出市場村	41番	寺坂村	5 小 区	天谷村 西谷村 河本村 佐々木村 中村	49番	天谷村
	口矢根村 奥矢根村 南尾村 出合村	42番	口矢根村		栗尾村 平田村 正法寺村	50番	栗尾村
	小谷村 三原村 唐川村 東里村	43番	唐川村		奥赤花村 中赤花村 口赤花村 坂津村	51番	口赤花村
	木太田市場村	44番	太田市場村		6 小区	伊豆村 福居村	52番

一 行政機関とその変遷

小区	村 町	小学区	学校位置	小区	村 町	小学区	学校位置
6	島 村 片 間 村 三 ツ 木 村 大 谷 村 丸 谷 村 中 谷 村 尾 崎 村 森 井 村 鳥 居 村	53番	鳥 居 村	1 小 区	上 佐 野 村	60番	当 村
					伏 村 八 社 宮 清 冷 寺 村 加 陽 村	61番	清 冷 寺 村
					土 渕 村 引 野 村 中 ノ 郷 村	62番	引 野 村
					上 ノ 郷 村	63番	当 村
					伊 福 村 多 田 谷(屋) 村 日 置 村 水 上 村	64番	連区
					江 原 村 宵 田 村 岩 中 村 地 下 村	65番	伊 福 村
久 斗 村 道 場 村 久 田 谷 村 夏 栗 村	66番						
祢 布 村 石 立 村 国 分 寺 村	67番						
小 区	細 見 村 荒 木 村 福 見 村 暮 坂 村	54番	荒 木 村	2 小 区	伊 福 村 多 田 谷(屋) 村 日 置 村 水 上 村	64番	連区
					鍛 冶 屋 村 上 山 村 奥 山 村	55番	鍛 冶 屋 村
					上 野 村 日 野 边 村 桐 野 村	56番	桐 野 村
					計	103	29
第3大区 (気多郡)							
1 小 区	松 岡 村 土 居 村 府 市 場 村 府 中 新 村 堀 村 野 々 庄 村 池 ノ 上 村 東 芝 村 西 芝 村 上 石 村	57番	連区	3 小 区	野 村 伊 府 村 佐 田 村 篠 垣 村	69番	連区
					山 本 村 藤 井 村 竹 貫 村	68番	森 山 村
					祢 布 村 石 立 村 国 分 寺 村	67番	
					野 村 伊 府 村 佐 田 村 篠 垣 村	70番	

小区	村 町	小学区	学校位置	小区	村 町	小学区	学校位置
3 小 区	森 山 村 知 見 村	70番	森 山 村	4 小 区	大 岡 寺 村 奥 八 代 村 河 江 村 小 河 江 村	79番	連区 奥 八 代 村
	観 音 寺 村 海 老 原 村 栗 山 村	71番			猪 ノ 爪 村 中 谷 村 奈 佐 路 村		
	殿 羽 尻 村	72番			連区		
	田 ノ 口 村 広 井 村 猪 子 垣 村 荒 川 村	73番	荒 川 村	計	80	24	12校
	芝 三 所 村 三 庄 境 村 十 戸 村 石 井 村	74番		第 4 大区 (養父郡)			
	4 小 区	栃 本 村 頃 垣 村 山 ノ 宮 村 太 田 村	75番	栃 本 村	1 小 区	上 小 田 村 下 小 田 村	81番
名 色 村 万 場 村 栗 栖 野 村		76番	連区	宿 南 村		82番	
山 田 村 稻 葉 村 万 劫 村 水 口 村 東 河 内 村		77番	栗 栖 野 村	三 谷 村 青 山 村 浅 倉 村		83番	
三 原 村 榎 村 段 村		78番	榎 村	赤 崎 村 浅 間 村 伊 佐 村	84番	連区 伊 佐 村	
				坂 本 村 大 江 村 岩 崎 村	85番	2 小 区	連区 林 垣 村
				林 垣 村 寺 谷 村 寺 内 村	86番		
			高 生 田 村 室 尾 村 市 場 村 和 田 村	87番			
			竹 ノ 内 村	88番			

一 行政機関とその変遷

小区	村 町	小学区	学校位置	小区	村 町	小学区	学校位置				
2 小 区	内 海 村 奥 山 村	88番	林 垣 村	4 小 区	餅 耕 地 村 (まち) 町 村	99番	(まち) 町 村				
	奥 米 地 村 中 米 地 村 口 米 地 村 鉄 屋 米 地 村	89番	連区		長 野 村	100番					
	3 小 区	大 塚 村 大 薮 村 舞 狂 村	90番	大 薮 村	5 小 区	日 畑 村 石 原 村	101番	連区			
		小 城 村 上 野 村 上 ケ(箇) 村	91番			連区	小 佐 村 九 鹿 村		102番		
			広 谷 村				92番		上 箇 村	八 鹿 村	103番
							十 二 所 村 稲 津 村 畑 村			93番	朝 倉 村 米 里 村 小 山 村 国 木 村
4 小 区	浅 野 村 伊 豆 村 左 近 山 村 玉 見 村 新 津 村	94番	連区	6 小 区	東 谷 村 平 野 村 土 田 村	106番	連区				
	宮 垣 村 樽 見 村 上 山 村	95番			宮 田 村 高 瀬 村 法 道 寺 村 岡 村	107番		宮 田 村			
	中 夏 梅 村	96番			宮 内 村 高 田 村 堀 畑 村	108番					
	大 坪 村 船 谷 村 三 谷 村	97番			連区	養 父 市 場 村			109番		
		森 能 座 村				98番			薮 崎 村 上 網 場 村 下 網 場 村	110番	
	4 小 区	森 能 座 村			98番	連区 (まち) 町 村			7 小 区	出 合 村	111番
吉 井 村			112番								

小区	村 町	小学区	学校位置	小区	村 町	小学区	学校位置
7 小 区	関ノ宮村 尾崎村	113番	吉井村	1 小 区	桑原村 牧(枚)田岡村	122番	玉木村
	万久里村 大三谷村 三宅村	114番			法興寺村 比治村 市御堂村 西牧(枚)田村	123番	西牧(枚)田村
	上八木村 中八木村 下八木村 今竜滝寺	115番			久留引村 殿下村 奥藤和村	124番	下村
8 小 区	和田村 門野村 頃(須)宮本村	116番	門野村	2 小 区	滝田村 大垣村 矢名瀬町 矢名瀬村	125番	矢名瀬村
	若杉村 横行村 中間村	117番	連区 筏村		新堂村 大内村 野間村 塩田村 金浦村	126番	大内村
	大笠山 杉谷路 加保村	119番	(マ)連区 大屋市場村		白井村 宮久田和村	127番	連区 和田村
	糸原村 大屋市場村	120番			和田村 中野村	128番	
	計	104	40		13校		
第5大区 (朝来郡)							
1 小 区	和田山村 柳原村	121番	和田山村	3 小 区	和賀村 早田村 一品村	129番	連区 粟鹿村
	玉木村 岡田村	122番	玉木村		柴粟鹿村	130番	

一 行政機関とその変遷

小区	村 町	小学区	学校位置	小区	村 町	小学区	学校位置
3 小 区	末 歳 村	130番	粟 鹿 村	5 小 区	奥多々良木村 上 八 代 村 口 八 代 村 立 野 村	141番	新 井 村
	森 村 与 布 土 村 迫 間 村 北(喜多)垣村 溝 黒 村	131番	北(喜多)垣村		山 口 村 羽 渕 村 口 田 路 村 奥 田 路 村	142番	山 口 村
	三 保 村 柊 木 村 越 田 村 柿 坪 村	132番	越 田 村		津 村 子 村 岩 屋 谷 村 円 山 村 菖 蒲 沢 村	143番	岩 屋 谷 村
	楽 音 寺 村 大 月 村 小 谷 村	133番	大 月 村		山 本 村 土 肥 村 佐 中 村 老 波 村 平 野 村 神 子 畑 村	144番	土 肥 村
	加 都 市 場 村 寺 内 村 筒 江 村	134番	寺 内 村		口 銀 谷 町	145番 146番	連区 口 銀 谷 町
4 小 区	竹 田 町	135番	連区 竹 田 町	新 町	147番		
同 町 久 世 田 村	136番	伊由市場村	猪 野 々 町 奥 銀 谷 町 相 沢 町	148番			
石 田 村 伊 由 市 場 村 山 内 村 川 上 村	137番	物 部 村	小 野 町 白 口 町	149番			
物 部 村 桑 市 村	138番	沢 村	竹 原 野 町 上 生 野 村 黒 川 村	150番			
5 小 区	新 井 村 立 脇 村 口多々良木村	140番	連区 新 井 村	計	92	30	21校

小区	村 町	小学区	学校位置	小区	村 町	小学区	学校位置	
第 6 大区 (七美郡)								
1 小 区	殿 東 町 橋 本 湊 町	151番	殿 町 連区	2 小 区	葛 畑 村 小 路 頃 村 河 原 場 村 外 野 村 別 宮 村	158番	福 岡 村	
	殿 西 町 西 本 町	152番			草 出 村 梨 ケ 原 村 丹 戸 村 奈 良 尾 村 福 定 村 大 久 保 村	159番		
	用 野 村 鹿 田 村 相 田 村 神 阪(坂) 村 萩 山 村 板 仕 野 村 福 西 村	153番			新 屋 村 秋 岡 村 東 垣 村	160番		連区
	大 隼 村 寺 河 内 村 高 井 村 耀 山 村 市 原 村	154番			佐 坊 村 茅 野 村 貫 田 村 平 野 村 鍛 冶 屋 村 実 山 村	161番		
	日 影 村 宿 山 村 作 田 村 黒 森 脇 村	155番			忠 宮 村 久 須 辺(部) 村 大 谷 村 城 山 村	162番		
	福 岡 村 八 井 谷 村 和 池 村 大 野 村	156番			野 間 谷 村 水 間 村 神 水 村 広 井 村 神 場 村 石 寺 村	163番		
口 大 谷 村 中 大 谷 村 大 笹 村 池 ケ 平 村 高 坂 村	157番	4 小 区	入 江 村 和 田 村	164番	連区 川 会 村			

一 行政機関とその変遷

小区	村 町	小学区	学校位置	小区	村 町	小学区	学校位置			
4 小 区	川 会 村	164番	連区 川 会 村	2 小 区	宮 脇 村	173番	海 上 村			
	長 板 村	165番			岸 田 村	174番	当 村			
	熊 波 村				千 原 村 鏡(鐘) 尾 村 細 田 村	175番	千 原 村			
	高 津 村	166番				竹 田 村	176番	竹 田 村		
長 須 村	167番	湯 村	177番		当 村					
味 取 村		伊 角 村	178番		用 土 村					
長 瀬 村	今 屋 村 用 岡 村 古 土 村 新 (市) (市)									
原 山 境 村		伊 角 村				179番	熊 谷 村			
計	73	17	4校		第7大区 (二方郡)			桧 尾 村	180番	对 田 村
					区			熊 界 藤 屋 村		
1 小 区	粗 ケ 岡 村	168番	多 子 村	3 小 区	福 富 村	181番	二 日 一 (市) 村			
	多 子 来 村				歌 長 村			福 二 日 一 (市) 村		
	歌 春 来 村	169番	歌 長 村		戸 田 屋 屋 村					
	切 畑 村	170番	丹 土 村		七 釜 村	182番	栃 谷 村			
	丹 土 村				飯 野 村			七 釜 谷 村		
	中 辻 村	171番	飯 野 村		諸 寄 村	183番 184番	連区 当村			
塩 山 村	172番	前 村	越 坂 村	173番	海 上 村					
飯 野 村			越 坂 村							
千 谷 村	173番	海 上 村	海 内 山 村							
前 石 橋 村										

小区	村 町	小学区	学校位置	小区	村 町	小学区	学校位置	
4 小 区	居 組 村	185番	当 村	1 小 区	林 岡 村	194番	坊 岡 村	
	浜 坂 村	186番	当 村		林 岡 村			
		187番	同 上		森 本 村			
		188番	同 上		小 城 村			
	清 富 村	189番	田 井 村		神 原 村	195番	須 野 谷 村	
指 杭 村	二 連 原 村							
田 赤 三	井 崎 尾 村	御 又 内 村	河 門 谷 村					
同 和 久	田 谷 村	須 野 谷 村	大 森 村					
計	56	23	22校	桑 野 本 村	196番			畑 村
第8大区 (美含郡)				土 生 村				
1 小 区	田 久 日 村	191番	宇 日 村	一 日 市 村		197番	連区 香 住 村	
	松 本 村	192番	連区	若 松 村		198番		
	羽 入 村			香 住 村				
	阿 金 谷 村			七 日 市 村	199番	連区 森 村		
	草 飼 村	矢 田 村						
川 田 村	下 浜 村							
芦 谷 村	193番	轟 村	油 良 村	200番				
鬼 神 谷 村			間 室 村					
小 丸 村			森 守 柄 村					
下 塚 村			加 鹿 野 村					
大 金 本	原 村	見 塚 村	三 谷 村	201番	小 原 村			
				大 野 村				

一 行政機関とその変遷

小区	村 町	小学区	学校位置	小区	村 町	小学区	学校位置
2 小 区	小 原 村	202番	小 原 村	3 小 区	米 地 村	208番	無 南 垣 村
	中 野 村				九 斗 村		
	藤 原 村	沖 浦 村					
3 小 区	久 斗 山 村	203番	余 部 村	浦 上 村	210番	浦 上 村	
	余 部 村			隼 人 村			
3 小 区	竹 野 村	204番	連区 竹 野 村	上 岡 村	210番	上 岡 村	
	同 村	205番		下 岡 村			
	切 浜 村	206番	連区	丹 生 地 村	計	72	
	奥 須 井 村			奥 安 木 村			20
浜 須 井 村	207番	奥 安 木 村	通計	1 国	8 郡	673村町	
相 谷 村			8 大区	40小区	126校		
	浜 安 木 村	207番 (ママ)					
	奥 安 木 村						
	訓 谷 村						
	無 南 垣 村						

明治7年2月定正

准等外四等出仕	三等	一小区戸長	清水 潔躬	准等外五等出仕	四等	一小区戸長	白髭浅右衛門
〃	同	同	大石 藤兵衛	同十五等	同	同	谷垣与左衛門
同	同	同	浅井 重成	同	同	副区長	河本 浜治郎
同十五等	副区長	平尾 源作	准十四等官	准十四等官	辞令十月廿日	区長	中山 三郎
准十四等官	区長	金澤 義明	〃	〃	〃	〃	〃
(但馬国出石郡) 第二 大区							
同	六等 五等	同 副	後藤 錠治郎	同	五等 四等	六小区戸長	国村又右衛門
〃	五等 四等	五小区戸長	鯉江伝右衛門	〃	六等 四等	同 副	能勢 平八
〃	六等 五等	同 副	沢田 五郎治	〃	五等	五小区戸長	藤井 与路志
〃	五等 三等	四小区戸長	田中彦右衛門	〃	六等 五等	同 副	今井 甚兵衛
〃	六等 五等	戸長同副	副田 喜兵衛	〃	五等 四等	四小区戸長	渋谷伊右衛門
〃	五等 免	三小区戸長	江本源左衛門	〃	六等	同 副	平尾学治郎
〃	六等 五等	同 副	岡 精一郎	〃	六等 五等	三小区戸長	田辺 文治
〃	五等 三等	二小区戸長	足立六左衛門	同	六等	同 副	中村 重暉
〃	六等 出仕 四等	同 副	八木長右衛門	同	五等 三等	二小区戸長	長良 三郎
准等外四等出仕	戸長	喜多村 協	同	同	六等	同 副	芦田 帰一

同	六等	同副	上坂 節一
〃	六等 五等 辭令十二月十七日	同副	古橋三郎兵衛
〃	五等	二小区戸長	長谷川丈右衛門
〃	六等	同副	森垣 利助
〃	五等 三等	三小区戸長	柴垣 弥兵衛
〃	六等 五等	同副	井上 真一郎
〃	五等	四小区戸長	前田弥左衛門
〃	六等 五等	同副	水口 与八郎

(下略)

(十) 区長・戸長・用掛

「御用留」 田中彦右衛門家旧蔵・但馬信用金庫蔵

区長

一 一大区二一員ヲ置。
一 職制

百般ノ布告速ニ之ヲ正副戸長ニ送達シ、必内ヲシテ遺脱誤認ノ者無ク、其令也迅ニ行ヒ、其禁也必ス守リ、旧弊必ス革メ、野習必ス去リ、一歳ノ出納ハ時限ニ違ハス、年中ノ区費ハ出納ヲ瞭ニセシメ、常ニ産業ヲ勸奨シ、怠惰ヲ督責シ、善行衆ニ秀ル者及ヒ無告ノ窮民或ハ諸般ノ説論ヲ用ヒサルモノ及ヒ法憲ニ違犯スル者、其他大事ハ各其由故ヲ糺審シ、以テ速ニ之ヲ上申ス可シ。若シ露斃縊死ノ者有ル、詳ニ之ヲ検査シ、処スル以テ法ノ如シ。常ニ道路ヲ修繕シ、橋梁ヲ營築シ、戸籍ヲ詳ニシ、学校ヲ盛ニシ、地券及ヒ徴兵ノ事務最モ深ク之ヲ担任シ、且区内田畑山林ノ争ヒ・金銀貸借ノ論及其他百端ノ紛議小事ハ官裁ヲ勞ハサス、能ク之ヲ審理解服セシメ、以テ鬱抑冤狂ノ者ナク、

上旨ヲシテ下ニ貫徹シ、下情ヲシテ上ニ通達セシ

メ、正副戸長ノ勤惰勉懈ヲ監察スル等ノ事ヲ掌ル。

一 等級ハ暫ク十五等ヨリ十四等ノ内ヲ以テス。

権区長

一 悉皆之ヲ廃止ス。

副区長

一 凡二千戸ニ屯員ヲ置ク。

一 職掌区長ニ^(次)。

一 等級ハ十四等・十五等ノ内ヲ以テス。

戸長

一 凡千戸内外二戸長一員ヲ置キ、以テ一小区内ノ事

務ヲ担当セシム。

一 職制

百般ノ布告速ニ之ヲ戸毎ニ達シ、小区内ヲシテ遺

脱誤認ノ者無ク其令也速ニ行ヒ、其禁也必ス守リ、

旧弊必ス之ヲ革メ、野習必ス之レヲ去ラシメ、一

歳ノ公納ハ時限ニ違ハス、年中ノ区費ハ出納ヲ瞭

ニシ、常ニ産業ヲ勸誘シ、怠惰ヲ戒諭シ、小区内

些ノ紛議ノ如キハ至公無私ヲ以テ之ヲ説示ス可シ。

若シ用ヒサル者及ヒ法憲ニ違反スル者、其他大事

ハ速ニ正副区長ニ状陳商議シ、区长ノ所為或ハ從

ヒ難キモノアル、直ニ之ヲ県庁ニ上申スル等ノ事

ヲ掌ル。

一 等級ハ暫ク等外三等ヨリ六等マテノ内ヲ以テス。

副戸長

一 凡千戸内外二一員ヲ置ク。

一 職掌戸長ニ^(次)。

一 等級ハ暫ク等外五等・六等ノ内ヲ以テス。

月給仮定

十二等	十三等	十四等	十五等	外一等	二等
-----	-----	-----	-----	-----	----

十二円
十円
八円
七円
六円
五円

四円	三等
三円五十銭	四等
三円	五等
二円五十銭	六等

町用掛

一 一村或ハ一市ノ事務ヲ担当ス。

年給

十五円	戸数百五十戸以上
十二円	同百戸以上
十円	同五十戸以上
八円	同三十戸以上
五円	同三十戸以下

右ノ通候条、其旨可心得者也。

明治七年五月

(二) 民費条目・同取扱規則

「御用留」 田中彦右衛門家旧蔵・但馬信用金庫蔵

民費賦課ノ儀ハ大ニ民心ノ向背ニ關係ノ事件ニ付、減少方精々注意可致旨相達置候処、從來一定ノ規則不立ヨリ区々ニ相成、自然粗漏ノ廉々不少趣、就テハ課賦ノ節ニ至リ物議相生シ候テハ不相濟事ニ付、本年第五十三号御達ニ基キ従前ノ廉々相廢止、更ニ遣払ノ条目并取扱規則別紙ノ通改定候条、管内一般無漏可知致サセ、爾後賦方右ニ照準、遣払ノ廉詳細取調、証書相添、毎年一月・七月両度檢印相受可申、此旨相達候事

明治七年五月 豊岡県参事 田中光儀

各大区正副戸長

民費条目

- | | |
|-----------------------------|----------------------------------|
| 一 民費条目 | 一 貢米金取集ヨリ納済迄諸費并
貢米五里外運賃、其外諸費共 |
| 一 県庁及出張所并
倉庫等當繕費 | 一 里程調費 |
| 一 懲役場囚獄舎當繕費 | 一 地券調費 |
| 一 道路・堤防・橋梁修繕費 | 一 戸籍調費 |
| 一 布告并布達類入費 但筆墨紙并
順達夫賃等ノ費 | 一 徴兵下調費 |
| 一 管内限達事二付、調費 | 一 学校費 |
| 一 諸御用二付、正副区戸長出頭旅費 | 一 教院費 |
| 一 正副区戸長給料 | 一 病院費 |
| 一 番人給料并諸費 | 一 道路掃除費 |
| 一 管内御用状賃 | 一 暴漲水防費 |
| 一 脱籍無産ノ者通送費 | 一 消防入費 |
| 右十ヶ条管内割 | 一 揭示物修繕費 |
| 一 区取扱所諸費 | 一 管轄境并大小区村境界標杭費 |
| 一 国幣社并県社・郷村社當繕費 | 右十七ヶ条大区割 |
| 一 祭典并遥拜式費 | 一 検見下組及内見其外一切費 |
| 一 県社・郷村社神官給料 | 一 山林調費 |

- 一 用要水道費
 - 一 井堰守給料
 - 一 町用掛給料 并 出頭旅費
 - 一 同使夫給 并 臨時雇夫賃費
- 右六ヶ条小区割

取扱規則

- 一 大小区割条目ノ内、一村一市街ニ課賦候議ハ下方便宜ニ任セ候条、区戸長協議ヲ遂ケ条取調可申出事

- 一 廉立候費 并 条目外臨時費ノ分ハ其都度々々ニ伺出、可受差函事
- 一 買物其外遣払ノ廉ハ夫々請取証書取置可申事
- 一 賦課ノ廉、検査ノ節、証書無之分ハ割賦不相成事
- 一 賦課ノ節、篤ト詮議ノ上、不公平無之様精々注意、諸事明瞭ニ取調、仕払帳へ正副区戸長連印致シ毎

年一月・七月兩度県庁へ差出、検査可受事

但、本文検印不相済内ハ仮令操替仕払ノ分タリト

モ其品ニ寄り一時償却可申付事

- 一 賦課ノ節、若シ苦情申立候者有之候ハハ早速姓名

可届出事

右相守ヘキモノ也。

明治七年五月

(三) 旧金銀貨幣交換

〔豊岡県布達〕

第五拾八号

今般第九十三号公布旧金銀貨幣價格比較表御頒布相成候ニ付テハ、右ノ價格ニ基キ、来ル明治八年十二月限諸公納及交換等勝手タルベク候処、^(平)動モスレバ從來ノ風習ニ拘泥シ旧貨ノ質分何物タルヲ了知セズ非常高

価ノモノト心得、往々人民ノ庫中ニ埋没シ、之ガ為メ世上ノ公益ヲ妨ケ候モ之アリ、或ハ新貨ニ改鑄致度者モ、其身僻遠ノ地ニ住シ其手統ノ不便モ之アリ、又些少ノ金高ナルヨリ遂ニ止ヲ得ス(貯)儲蓄スルノ類モ(すくな)尠カラス、右旧習ニ拘泥シ貨幣ノ何物タルヲ了知セサル等ノ向キハ、先其利害得失ヲ詳知スベシ。夫レ貨幣ハ他ノ諸品物ト異リ、各々其欲ス所ノ品物ニ交換シ得ルト、且流通ニ因テ世上ノ公益ハ勿論、人民交際上ニ便利ヲ得ルトノ浩大能力ヲ存セルコト皆人ノ知ル所ナリ。然ルニ今、流通ヲ禁止セル旧貨幣ヲ儲蓄シテ、互ノ便利ヲ妨クルハ何ゾ其迂濶ノ甚シヤ。是等ノ件ハ懇切ニ説諭及ヒ其金額ノ多寡ニ拘ラズ公納及交換共勝手次第申出、空ク儲蓄スル等ノ弊習ヲ脱シ候様可致候。尤、丁銀・小玉銀ノ儀ハ量目・品位等雜駁ニシテ一定セサル品ニ付、這般公納及交換等ニ差加ヘズ候条、所持ノ者ハ一般地金ト見做シ取扱致スベク、此旨小前末々迄

無遺漏可触示者也。

但、租税其外公納新貨ト交換ノ節ハ各其庁付属ノ掛屋へ持參検査ヲ受クヘク候。尤、公納ハ別ニ手数料相払フニ及ハズ、交換ノ分ハ手数料トシテ其金額千分ノ一、則拾円ニ付壹錢ノ割合ヲ以可相払事

明治七年十月廿日

豊岡県参事・田中光儀代理

豊岡県権参事

大野右伸

区長
戸長

(五) 豊岡県に司法裁判所設置建白

筑摩書房『明治建白書集成』第四卷

明治八年五月十七日

豊岡県士族有吉三七

元老院宛

国立公文書館蔵「明治八年建白書」

臣三七 伏テ当県ノ情実ヲ視察スルニ疑ヘク条件廉々有之候へ共、差向与佐・加佐両郡人民ノ一議ニ付、左ニ奉建言候。

(明治四年) 去辛未冬、廃県ノ際、但州豊岡ニ新県ヲ被設、丹波福知

山ニ支庁ヲ置テ、以テ總テノ事務右両所ニ於テ取扱相成候へ共、爾來丹後ノ国ノ如キハ本県ニ至ル里程二十里乃至二十五里ノ嶮路ニシテ、旧宮津・舞鶴両県ノ人口ニ於ケル十万余、随テ人情不穩・事多端ナリ。然ルニ些少ノ訴訟ヲナスヤ如斯基嶮路ヲ一々往復イタシ居候テハ費用相嵩、実地不忍次第有之、殊更貧弱無智ノ人民^(マ)至テハ夫ケ為、終ニハ至重ノ権理ヲ失ヒ、困苦ノ余リ不平ヲ抱キ候輩不少、不得止与佐・加佐両郡ノ

有志集議一決、丹後国エ支庁設立ノ儀ヲ歎願ス。官吏曰、新県并官宅費ノ外別途支庁官宅建築ハ勿論、庁中費用ニ至ル迄出サスンハ採用不相成ト。是ニ於テ不得止、両郡ノ人民其意ニ随ヒ歎願漸ク設立相成、此程建築終ルヤ否民法ノ裁判ニ限り金高ノ多少不問、参事東行中支庁ニ於テハ採用不致ルヨリ人民失望、不服ノ者不少、全体費用ヲ不厭、支庁設立ヲ歎願スル所ノ者は皆民法ノ裁判ヲ請テ以テ人々幸福ヲ得ンカ為ナリ。然ルヲ参事不在ナリトシテ支庁民法ノ裁判ヲ廃スルナラハ県下一般ニナスヘキヲ福知山支庁ノ如キ民法裁判アリ。如斯区々ノ取扱ハ公平ノ政事ト云ヘキ哉。政刑ハ事情ニ出テ賞罰ハ愛憎ニ成リ、正邪混淆終ニハ非常ノ災禍ヲ可生カト管下有志輩深ク痛嘆罷在候。如何トナレハ今日人民ノ政府ニ対シテ租税ヲ納ムル義務アル者ハ亦其政府ノ事モ与知可否スル権理ヲ有ス。是天下ノ通論ナリ。与佐・加佐両郡ノ人民ニ於ケル宮津支庁

ノ營繕ヨリ官宅新築^{并ニ}并ニ庁中費用ノ如キハ別途ニ費用義務ヲ尽セリ。費用ノ義務ヲ尽セハ民法裁判ヲ受クルノ権理ヲ有ス。然則^{ラビ}參事ト雖モ一片ノ布達モナク此権

理ヲ压制スルノ理ハ有之間敷哉。ケ様ニ人民ノ権理ヲ

庄シテ人民欲フ者アラン。国ノ災ハ此権理ヲ妨害スル

ニ生スヘク、即今如斯類似スル件々枚挙ニ遑アラス、

難儀不少候間、当県ノ如キハ速ニ司法裁判ヲ設ケラレ

検事官ノ派出アツテ正邪曲直ヲ明ニシ、良民ノ権理ヲ

伸張アランコトヲ謹テ奉歎願候。誠惶頓首百拜

豊岡県管下第十三大区一小区

明治八年五月十七日 丹後国与佐郡宮津住^御

士族 有吉三七

元老院 御中

〔処理・表紙〕

主意

訴訟者官庁ノ遠隔ナルヲ不便トシテ民費ヲ以、支庁ヲ經營シ而シテ裁判事務ヲ開創セサルヲ以テ止ヲ得ス司法裁判所ノ設置アランコトヲ冀望ス。

〔処理〕

八年九月

本課長

豊岡県士族有吉三七建言・豊岡県ニ司法裁判所ヲ設置スルノ儀ハ追テ^{〔抹消〕}〔全国〕各県一般へ被為立候ハ勿論ニ付、独り豊岡県ノミナラン。因テ本書ハ止置候事

2 警察

(一) 邏卒

(1) 邏卒・捕亡吏

『豊岡県史』

警保

各地常備兵廃止ノ後、更ニ県下警備ノ為、邏卒・捕亡吏ヲ置、管内戍衛ノ義ニ付、大蔵省ヘ伺、該省指令ヲ得、本県始メテ捕亡吏・邏卒等ヲ置ク。

元兵隊廃置ノ義伺

元大中藩ノ常備兵、其県下ニ一小队ツヽ可備置旨ハ八月中相達候処、自今兵隊ノ称相廃シ各地方県庁管轄相成旨、兵部省ヨリ達有之、当県新管、元宮津県・元舞鶴県・元出石県共、元小藩ノ儀ニテ地方ノ形勢

ニ依リ県下ヘ多少ノ兵隊備置候義可有之部分ニシテ、是迄各常備隊有之候処、右達ニ付テハ無論廃止ノ筋ト相心得申候。然ル上ハ称呼ヲ改メ更ニ邏卒・捕亡吏等ノ名義ヲ以、戍衛ノ為メ若干ノ人員差置不苦候哉、給養ノ義ハ幾許ノ額差遣可申事ニ候哉、或ハ全ク御廃止ノ儘ニテ別ニ戍卒等御差置無之御趣意ニ候哉、此段相伺候也。

（明治五年）
壬申二月八日 豊岡県

大蔵省 御中

〔指令〕

書面常備兵被廃止候ニ付テハ辛未十二月相達候通、管轄高二応シ捕亡吏差置候儀ト可相心得事

壬申二月十四日 大蔵大輔 井上馨



(明治四年)
辛未十二月及壬申二月大藏省ノ達シニ基キ五年二月本

県始メテ捕亡吏ヲ置キ、管内ヲ巡邏セシメ、且ツ其職
掌ヲ制定ス。

捕亡吏巡邏心得

一 草間不逞ノ徒ヲ懲シ衆庶慘毒ノ害ヲ除キ候義、

専務ノ事

一 威権ケ間敷取計ヲ不為ハ勿論、民権保護ノ聖旨
ヲ失ハス増少ノ事タリトモ下々難義ノ筋無之様厚
可致注目事

一 不逞姦徒捕押取計方等ハ兼テ達置候通可心得事

一 一村内一町内一家ノ如ク相交、吉凶禍福ヲ俱ニ

シ、老幼疾病相助ケ、貧窮患難相救ヒ、日夜生業

不惰様先々可致注意事

一 先触等差出シ致巡邏間敷事

一 休泊ノ義ハ左ノ割合ヲ以、其所有金ニテ手輕ニ

取賄ハセ、仮令相對相當ノ代価ヲ払フト雖モ酒肴

為差出候義ハ嚴禁ノ事

中食ムスビ代・旅籠代共新貨十錢

一 苞苴ノ義、一切受間敷事

右ノ通確守可致事

五年二月 豊岡県



此月、捕亡吏巡邏ノ主意及ビ心得ヲ達シ曰、

民権保護ヲ為スノ急務タル今茲ニ言ヲ俟タス。然ル

ニ当管下ノ如キ山陰辺鄙ノ民タルモ苟モ輕薄ノ風俗

ニ流レス困窮患難相救ヒ、人々義務ヲ守リテ家々

戸々天賦ノ幸福ヲ全シ、万民保安至仁ノ御趣意浹洽

候様企望スル所ナリ。因是、今後見廻方時々各所へ

出張、隅邑寸地モ剩サス可致巡邏候間、兼テ此段相

達候。且、右巡邏ノ者心得書ヲモ併テ及論達置候事

五年二月 豊岡県

心得書ハ前ニ出ス。

爾後、番人・邏卒ノ称呼ヲ替エ、以テ明治九年廢県ノ

際ニ至ル。(下略)

(2) 邏卒設置案

「御用留」田中彦右衛門家旧蔵・但馬信用金庫蔵

邏丁編制法方区長衆議ヲ採リ

御施行相成度、依之取調尋問書入御覽候邏丁編制ノ事

村落毎ニ番人ヲ置、窃盜檢奪其他非常ノ害ニ備有之

ト雖モ旧来ノ沿襲更ニ其用ニ適スルモノ稀ニシテ、

掏摸窃盜ノ害ヲ破リ放火掠奪ノ難ニ罹レルモノ不尠、

思ニ番人ナル者其業ヲ勤メ其食ム処ニ報スルノ意厚

カラサルヨリ大凡管轄内番人ヲ置、一村ノ入費五人

口、或ハ七人口ヨリ多キハ二、三十石ニ至ルヘシ。

今、断然此無用ノ番人ヲ廢シ別ニ資質穩順ニシテ強

身体健ノ者ヲ選シナリ巡回セシメハ、不良凶兇ノ徒

其閑隙ヲ窺ヲ得サルヘシ。而、其給料ハ各戸ニ課シ

是ヲ出サシメ、副区長所分ニ掌ルヲ要ス。其給金邏

丁壹人ニ付、壹ケ月四円五拾錢ツヽ、邏丁五人合金

一ケ月二十五円。毎戸出ス処一ケ月式錢五厘

一小区凡、吾邦俗窃盜非常ヲ慮ル者心犬ヲ飼テ是カ

千戸ノ積、犬ヨリ非常ヲ報知シテ偷兒惡漢ヲ掣縛

警戒ヲナス。而犬一疋ヲ飼モ一ケ月式錢五厘ニシテ

食ヲ弁スル事難カルヘシ。今、毎戸式錢五厘出セハ

邏丁来テ吾門戸ヲ守衛シ、盜難・火災慮ナカルヘシ。

依テ旧来ノ番人ヲ廢シ、更ニ邏丁ヲ配置セシト要ス。

敢テ其可否如何ヲ質正ス。

但シ給予金ハ石高二宛テ課出スルモ妨ケナシトス。

邏卒手当凡調

管内百拾七区、一区五人ツ、此邏卒五百八十五人、

此手当耆人ニ付金四円五十銭

一金三万五千五百九拾円 銭ニテ一ヶ月(年)高

此分戸数割ニテ

貳拾七銭五厘 百拾七小区戸数凡拾壹万五

千百五十八軒。割当一戸耆

ケ年ノ所

貳千四百八十六円六銭四厘

每区学校資本トシテ下ケ渡見込

残(四)五千九百七拾貳円拾貳銭八厘 三分二

非常為備金会議所へ積置可申事

但、各区ヨリ相頼ミ候条方法相立、利

子可然右様可取計事

(明治六年五月二十五日)

分頭銭取調

総人員三拾四万八千拾八人

但馬国
丹後国

内

拾四万八百三拾六人

十四歳以下六十才以上、并
士族ノ見込、省之。

残貳拾万七千七百七拾貳人

此金七千四百五拾八円拾五銭貳厘

但、耆人ニ付、一ヶ月三厘、耆ケ年

分三銭六厘

(3) 番人廃止

「御用留」田中彦右衛門家旧蔵・但馬信用金庫蔵

県第貳号

区戸長

各大区民費ヲ以、邏卒設置ノ儀ニ付、本年四月区長出

懸リヘ申達候処、従前番人八月ヲ期限トシ相廃シ、其

内授産方法取設可為致、尚帰郡確定上申候旨各区長協

議ノ上申出有之、其後決議ノ次第上申無之二付、未夕
其運不相成処、村町番人共本月限り廃止ノ趣ニ相心得
候者モ有之哉ニ相聞ヘ候。右番人廃止ノ儀ハ県庁ヨリ
更ニ御達相成候迄、従前ノ通可相心得旨、区内村町番
人共ヘ可申聞候。此段相達候也。

(豊岡県)
本県庶務課

明治八年八月三日

(4) 邏卒募集

「御用留」田中彦右衛門家旧蔵・但馬信用金庫蔵

県第拾号

正副区長へ

今般邏卒式拾名採用候条、士族中志願ノ者、書式ノ通
願書為差出、扱所於テ検査致シ、左ノ条件適合ノ分願
書取纏メ来三十日迄ニ可差出事

右ノ様、士族へ無滞可相達事

豊岡県権令 三吉周亮代理

明治八年九月十八日 豊岡県権参事 大野右仲

召募概則

- 一 身体強健ナルモノ
- 一 年齢廿歳ヨリ四十五歳マテ
- 一 通常往復文書差支ナキモノ
- 一 悪疾ナキモノ
- 一 性質耐忍ニシテ酒癖ナキモノ
- 一 破廉恥及贓罪等犯セシ事ナキモノ

願書案(略)

給料

一月給金五円ヨリ七円マテ

但、外二

夏服料 金四円五十銭

冬服料 金六円五十銭

兵庫県

『明治十五年地方巡察使復命書』三二書房版
明治十六年

(二) 警察署

(1) 豊岡警察署

『兵庫県会史』

明治十二年七月一日

警察署及分署ノ位置ヲ釐革シ（中略）豊岡警察署・同所
属出石分署・村岡分署・養父市場分署・竹田分署（中略）
ヲ置ク。（中略）其他、所在地ハ署名ニ同シ。

八月二日豊岡警察署所属村岡分署ヲ二方郡浜坂村ニ移
シ、浜坂分署ト称ス。

（上略）県下但馬地方ノ如キ昨冬以来盗賊頗ル多ク或ハ
殺傷ヲ被ルニ至リシト云フ。蓋シ捕獲ノ実効鮮キハ配
付ノ巡查少数ニ因ル。一郡八、九人ニ過キサレハ之ヲ
以テ各村遠隔ノ地ヲ巡回スル素ヨリ難シトスト雖トモ
県会警察費ヲ減額スレハ亦如何トモスル能ハサルノ状
況ナリ。（中略）（明治十五年度）

警察署配置

豊岡警察署

湯島分署・出石分署・訓谷分署・江原分署・養父
市場分署・大屋市場分署・竹田分署・生野分署・
村岡分署・浜坂分署

豊岡警察署

署長警部鈴木定直・補六人・巡查百十五人、分署十ヶ所ヲ設ク。本年ハ強盜一人モナク、窃盜モ一ヶ月平均三、四件、管内至テ平穩ナリト云。本年二月ヨリ六月ニ至ル盜難届二百五十二・捕盜六十八人・違警罪犯百九人（明治十六年八月十九日）

○明治十四年、訓谷分署は美含郡香住村に移し香住分署とした。同十五年、香住分署を廃し再び訓谷分署を置いたが、同十六年訓谷分署を廃して再び香住分署を置いた。大正十年末では豊岡警察署に城崎・日高・香住三分署が所属し、但馬内は他に和田山警察署（生野分署が所属）・八鹿警察署・出石警察署・村岡警察署（湯村・浜坂各分署が所属）が所轄した。
（『兵庫県史』）

(2) 豊岡警察署沿革

豊岡警察署「沿革誌」〈抜書〉

- 一 明治八年月日不詳、警察官署設立豊岡警察掛ト称シ豊岡県ニ属ス。豊岡町旧豊岡藩札場（旧紙幣製造場）ヲ警察庁舎ニ仮用ス。
- 一 明治九年九月三十日、豊岡県廃止ト同時ニ兵庫県警保分局ト改称シ但馬一円ヲ統轄ス。
- 一 明治十三年^(マ)月日不詳、豊岡警察署ト改称スルニ至リタルト同時ニ出石・養父・竹田・^(マ)浜坂ノ四分署隸属ス。
- 一 昭和二十三年一月三十一日、兵庫県告示第三十七号・三十八号ヲ以ツテ豊岡警察署ヲ廃止シ、二月一日ヨリ豊岡町警察署ヲ設置ス。
- 一 昭和二十九年七月一日、警察法改正に伴い豊岡市

警察署を廃し、兵庫豊岡警察署を設置。

外物品ハ右ニ準シ相当ノ口銭受取、追テ仕譯書可差出事

3 勸業所・弘商会所

(一) 弘商会所・船改所

(1) 弘商会所・船問屋口銭規則

津居山区蔵

弘商会所并^ニ船問屋口銭規則

一 穀物 菜種 塩 油

金高二百分ノ四分、則金百円ノ時ハ金四円

一 蠟 綿 鉄 銑 紙類 砂糖

金高二百分ノ四分五厘割合、右同断

一 荒物 竹木 石瓦 ^陶唐器

金高二百分ノ五分割合、右同断

益金高ノ内訳

勸業所弘商掛り受

四分上納
六分問屋諸入費凶荒手当

問屋受ノ場^倉所

二分上納
八分右同断

今般改正規則相達シ候間、来明治七年一月一日ヨリ堅相守、尙ケ月限り明細書相添税金上納可致候事

明治六年 豊岡県

勸業所

十二月廿二日

船問屋共

(2) 弘商会所規則

津居山区蔵

当港弘商会所規則

一 旧来得意ト申募、船主不承知ノ諸品ヲ問屋^並船宿
ヘ勝手ニ引入候テハ自然入港モ相減シ港内衰微ノ基

り出張不都合無之様可執計旨御達相成候間、堅ク可相
守事

二付、船主存意ニ任セ売買可為致事

一 入港御届ノ儀ハ、是迄問屋^並船宿取扱居リ、些末

明治七年十月 弘商元会所

ノ品タリトモ少分筆耕料請取居、船主難渋ノ趣モ有

諸品問屋中

之ニ付、弘商会所ヘ船主直届ノ分ハ、筆耕料不差出

トモ不苦事

諸商人中

一 船商人ト直売買致シ度仲買ハ、弘商会所ニ於テ取
扱候ヘハ問屋ノ手ヲ経ストモ不苦事

(3) 船 改 所

「御用留」田中彦右衛門家旧蔵・但馬信用金庫蔵

一 会所ニ於テ売買ノ諸品仕切金ノ義ハ、約定日限相
違無之様可致事

一 売買済^并他方ヨリ積送り買廻シノ諸品トモ、海川

船ニテ川筋積登セノ分、当会所ヨリ元会所宛ノ送り

帳相渡候度毎ニ船御改所御検査印ヲ受ケ登船可致事

今般改正ニ付、津居山船改所ヘ当三月一日ヨリ藤井伴
七交代出張候ノ間、海川筋ニ不限、諸品船積ノ節、川
口出入不都合無之様注意可致事

明治七年 豊岡県 勸業所
三月

右ハ今般諸品代価莫^太ノ高下有之、中ニハ不自由ノ品

縮売・縮買ノ者モ有之、諸人難渋ノ趣ニ付、元会所ヨ

第一大区

区長

(二) 魚糶場

津居山区藏

(2) 魚糶帳面検査通知状

(1) 改正魚糶規則

先般相達置候魚糶規則売買手取間金五厘ノ分、売揚高金千円ノ時ハ益金八拾三円三拾三錢三厘

然共先般中兼テ相達置候魚納分諸帳面ノ義、来一月一日ヨリ新帳ニ相改候ニ付、当四月以来ノ諸帳面検査ノ上勸業所へ差出可致候間、今日十字迄ニ諸帳面勘定差引ノ上持参有之度、遲滞致シ候へハ本官庁へ可差出候間、其旨可被相心得候也。

此内訳

勸業所弘商掛り受 四分上納 六分問屋諸入費凶荒手当

問屋受ノ場所 式分上納 八分問屋諸入費凶荒手当

右ノ通改正規則相渡シ候間、壹ヶ月限り税金上納可

致事

明治六歲第十二月廿二日

豊岡県

勸業所

魚問屋共

明治六年

第十二月廿九日

船改所

請合代兼

弘商掛り

杉立九一郎

津居山村

戸長中

(3) 魚糶場担当会所変更通知状

記

当港魚糶場ノ儀、先般中勸業所ヨリ御達ノ有之候通り
於弘商会所ニ今日ヨリ取扱候間、同所へ魚持參可致様、
村内漁師共へ御達シ被下度候也。

(明治七年)

第二月七日

弘商会所

弘商掛り 橘 和田造

代兼 杉立九一郎

津居山港

副戸長所

戸長所

(4) 魚糶勘定金請取書

請取書控

記

一金五百廿五円十銭六厘弍毛
右八津居山港弘商御会所魚糶場漁師共魚代、本年六月
三十日迄ノ分、差引滞金御取調ノ上御下渡被成下、書
面ノ通り正ニ奉請取候。以上

但馬国城崎郡

津居山村

明治七年七月十六日

漁師總代

三木藤兵衛

村用掛り

服部 平藏

豊岡県勸業所御中

勘定ノ覺

一金五百廿五円十錢六厘貳毛

内金百円也

七月十二日請取

但シ、御出張先糶茂ニテ夫源左衛門(使者)へ渡

内金三百円也

三木藤兵衛魚糶問屋敷金上納

但シ田端殿請取書在

後入金百廿五円十錢六厘貳毛

七月十六日請取濟

右ハ組頭豊岡出張ノ者へ相渡、役前出入無之候也。

(明治)
七年七月

村惣代

三木藤兵衛

用掛

服部平三(マヤ)

(5) 魚問屋職請狀

奉差上口上ノ覺

今般、魚問屋御改正ニ付、右問屋職人選ヲ以、村中へ被仰付候段御願申上、早速御聞濟ニ被成下候ニ付、小前一同入札人選任差出シ候処、村役人總代御立会御開封被為成候処、津居山村三木藤兵衛へ落札ニ相成候。然ル処、同人へ被仰付、御請仕候ニ付テハ先般願ノ通、向後同人不埒御座候共、御県庁へ一言不奉歎願申上為其小前惣代一同連印奉差上候。以上

津居山村惣代

明治七年

但、組頭十五人

七月四日

旧副戸長

三木藤兵衛

村用掛リ

田端作郎殿(平)

服部平三(マヤ)

藤井伴七殿

(6) 魚糶場・船問屋に関する陳情書

口上覚

昨明治六年冬、勸業所御出役橋和田造殿、当村魚糶場今後弘商会所へ持出売事可致、尤其後、瀬戸村後藤平右衛門・杉立九一郎・服部平藏勸業所ヨリ御召出ニ相成、今般諸港弘商会所御改正ニ付、津居山港弘商世話懸被命、其御御口達ニテ津居山寄留杉立九一郎儀ハ兼テ小野組代理ニ候ヘハ金銭取締右九一郎為引受、其余諸商、事件談示ヲ以、取計候様被仰付候。

一 当村魚糶業従来村費ノ助ケニ少分ノ益金ヲ見込候事故、魚糶引揚ケ被仰付候テハ村方甚迷惑仕候ニ付、種々御断申立、已ニ御本県ヘ歎願可仕心組ニ一決仕、村役人外漁師代四五人出豊仕候折柄、間人村戸長外漁

師惣代右同様事件ニ付、出豊罷在、過半願済ニ可相成様子、当村漁師代ヘ談合有之ニ付、右間人村連印ニテ願書差出候処、右願書相納リ、則日御規則表御請書可差出様ニ相成候趣、間人村ヨリ書類相認ニ掛リ候折柄、当村ニ於テハ元魚糶諸帳面引渡催促至急□□大困リ、漁師共ヨリ豊岡表へ申来リ彼是致在候処、右間人村ヨリ相認メ候連印書類、不都合成謙々有之趣ニ付、一時御差下ケニ相成、其後間人村役人彼是御咎ヲ請候様成趣、乍併右書類等当村役人無印ノ事ニ候ヘハ右件漁師共ヨリ伝聞候事ニ御座候。

一 当村魚糶ノ儀、弘商金銭取締杉立ヨリ至急催促ノ折柄、右様ノ訳柄ニ付、押テ御本県ヘ不奉歎願、右帳面引渡仕候。尤、漁師共承服不仕候ヘ共、御上達ヲ恐入、村役人長分ヨリ取押ヘ事済仕候事御座候。

一 魚代仕切金、当三月以来再三相滞、漁師共至極難渋ニ及、彼是掛合、一兩度ハ精算モ有之、其後仕切金

相滞、一向渡金無之、無扨船御改所藤井伴七殿へ願出候処、勸業所ヨリ田端作平殿御出役一々御取調へ、右

相滞候魚代金ハ下渡遣べく候。向後、弘商元会所ヨリ出張取扱為致候間、其旨相心得候様御口達ニ付、以書

付当村内人選仕度様願出候処、御伺ノ上御聞濟、則入札、三木藤兵衛へ魚問屋落札仕候。就之ハ本月十四日

上臈、右是迄相滞候金、勸業所ニテ御下渡、奉正請候也。且又、魚問^(屋)三木藤兵衛へ被仰付候ニテハ、敷金三

百円正ニ上納御預ケ奉申上候。此敷金御預リ書未夕御下渡ニ不相成候。田端作平殿仮請取頂戴罷在候也。

一 船問屋共へ御達シ、当明治七年一月ヨリ御改正ニ付、是迄問屋口錢穀物金高二百歩ノ三請取、其中御定

ノ年季税、問屋中ニテ金七円未満税上納罷在候処、穀物金高百分ノ式歩五厘ヲ請取、其内口錢取揚高十分ノ

式、則金^(子)百円ニ付式十円上納可致、尚又、百円ニ付式

十円問屋積金致置候様被仰付奉畏候へ共、御上納八月

毎ニ相濟、積金ノ儀ハ元來問屋元建金ニ詰リ候様ニ付、未夕積置兼候事ニ御座候。

一 其砌ヨリ問屋敷金トシテ当港中凡金六百円計預ケ^(ばかり)金可致様被仰付候へ共、実ニ少分ノ口錢ニテ多分手数

ヲ相掛リ候商業ニ御座候ニ付、問屋業難相建、無扨今日ニ至リ御請不仕候処、当是節至急御沙汰頂戴、問屋

一統困リ入申候事ニ御座候。

右条々御尋ニ付、今日迄手續申上候。尤、書留無之候

ニ付、前後御赦免可被成候。

明治七年七月廿六日

津居山村

用懸リ

服部平藏

豊岡県

御出役

沢田吉弘殿

新聞紙或ハ其他ノ手続ヲ以、広告可致候条、此旨布達

候事

但、東京ハ当省勸業局ニ於テ及広告候事

(三) 勸業所会計不明瞭一件

明治八年四月二十九日 大藏卿 大隅重信

(1) 小野組閉店に伴う競売の布達

三宅区蔵

右ノ通、達有之候条、市在無漏落可触示者也。

明治八年五月五日 豊岡県参事 田中光儀

甲第拾三号

(2) 勸業所会計取調上申書 1

『豊岡県史料』

小野組閉店ニ付テハ昨明治七年第百弍拾九号公布ノ通、同組へ官民預金其他為替不渡金ト(感)、一般於当省及勸查候処、巨額ノ負債ニテ償却ノ方法難相立ニ付、現在金ハ勿論、貸付金ハ取立、所有ノ財産ハ公売ノ上、其集合金ヲ以、官民各債主へ対シ金高配賦済方為致候積リ、追々取立可及処分ニ候へ共、先以所有ノ財産各地方ニテ耀売入札払申付候条、債主ニ於テ見届度望ノ者ハ可為勝手候。尤、場所・日時ノ儀ハ最寄地方ニ於テ

第四号

豊岡県勸業取扱方並収入金取調候趣上申

該県旧参事田中光儀奉職中取扱勸業事務ハ勸業所中弘商会所ナル者ヲ置キ下文ニアル諸商人へ鑑札明治五年壬申第二月ヲ下ケ渡シ鑑札料或ハ收税法アリ設立。千賀定人十五等出仕、高田庄平御用掛被申付、

同年八月県下豊岡町ニ仮勸業所ヲ開キ、諸職業人へ鑑札下ケ渡方ヲ布達シ、鑑札料ハ一枚金拾貳錢五厘トシ、追々下ケ渡、其料金ヲ貳千三百五拾四円四拾八錢三厘六毛收入シ、同六年二月権中属高橋喜悌同掛被申付、同年八月千賀定人出仕ヲ免シ、城堂義房十五等出仕ニ補シ、同十二月魚糶場税則ヲ改メ問屋口錢ノ十分二トシ、船手問屋各種ノ物品ヨリハ各歩合(別冊ニ委シ)ヲ定メ、合金八千三百七拾九円九拾五錢三厘七毛ヲ收入、是等ノ内ヨリ諸費ヲ支出セシ訳及ヒ残余等ハ別紙(略)ノ通りニ有之候。

一、同年十二月、各地魚糶場資金トシテ小野組ヨリ金八千六百五拾六円三錢九厘七毛出金ナサシメ、此内ヲ以テ同組閉店ノ為メニ差押高ヲ差引、殘金利子合テ千貳百六拾五円九拾七錢九厘七毛、明治七年中ニ通帳又ハ一紙ノ受取ヲ以テ下ケ渡相済居、尤右差押金七千七百五拾円ト有之、然ルニ出納課へ預リニハ

七千六百五拾貳円八拾貳錢五厘四毛ト有之、差引九拾七円余符合不致、此廉ハ當時元主任ノ者取調中ノ趣ニ有之候。

一、同七年三月、從來船問屋並魚問屋等營業ノ者、身元為保証差出金ノ法ヲ興シ(一ニ之ヲ敷金トモ云フ)追々金三千百九拾三円四拾四錢並地券八通為差出有之、此内金貳千六百六拾八円四拾四錢並地券共下ケ渡、殘金五百貳拾五円ハ宮津・舞鶴兩問屋へ可下渡筈ノ処、積金未納ニ付、未下渡候へ共、到底ハ積金モ可下渡筈ニ付、此上下ケ渡ス積ノ由、演舌書ニ相見へ申候。

一、同月中ヨリ県下諸寄港(二方郡)始七ヶ所へ出張所ヲ設ケ、右收入金等取扱、此出張所建築ハ右兩問屋敷金ノ内ヨリ繰替遣払有之、其余巡廻旅費及筆墨紙等ノ入費ハ收税金ノ内ヨリ支出、尤當時不用建物ハ払下ケ候積リ、但舞鶴・由良兩港船改所ノ義ハ在来ノ場所へ修繕ヲ加へ有之候付、取調ノ上払下ケノ積ト演舌上

二有之候。

一、前書小野組差出金^並、勸業収税金ノ内、人民へ貸付金口々合金壹万七百三拾三元九拾七錢五厘有之、尤勸業所ニ於テハ諸職業免許鑑札料^並、船手魚糶両問屋税三種ノ外收入セス、船税・芸妓税・劇場税ノ如キハ悉皆雜税掛へ引渡候趣キ、然シテ明治八年六月勸業所^(即弘商會所)ヲ廃ス。

一、同七年三月、海岸各所魚問屋共口錢ノ内、漁夫凶荒手当トシテ積金ノ方法相設ケ、其金五百六拾四円八拾四錢七厘八毛、此分當時県庁ニ預リ有之候付、可下ケ戻部分ニ演舌上ニ相見申候。

一、諸方預リ金ト称スル者、合テ壹万三千四百七拾壹円式錢有之、是ハ官員始県下人民等ヨリ預ケ金ヲ為サシメ候分ニテ、當時下ケ戻シ相濟候趣、金錢出入、現在調帳ト題スル帳簿ニ相見、尤某ヨリ何程出金、何年何月ニ下戻ス等ノ如キ詳細ノ簿記無之候へ共、

目下別ニ差纏候義ハ無之趣ニ候。

一、貸付金ノ内、杉立九一郎へ貸付金ノ義ニ付、當時大藏省へ伺中ノ趣、然ル処、伺面ノ抵当地券代価^及枚数共相違ノ廉有之、此廉ハ当県官帰県ノ上、不取調候テハ不分明ニ付、追テ取調上申ノ筈ニ有之候。

一、縮緬税、其外從來取立候分、金七百六拾貳円式錢九厘五毛有之、是ハ以前ヨリノ仕訳書無之、由来判然不仕候。

一、雜税金ト唱フル税金五百八拾壹円七錢貳厘八毛アリ。是ハ船^及人力車等ノ税金ニ有之、乍併此金額中ニ宮津魚糶場税旧來取立候分百貳拾六円九拾七錢九厘四毛^並、同所弘商会所手数料六拾六円四拾七錢六厘四毛ノ二口混入致居、是ハ前文ノ例ニ憑^(下)レハ勸業所・弘商会所ノ金へ可属分ニ相見候へ共、差向雜税掛等ノ取扱向判然不仕候ニ付、県官ニ於テ追テ可取調部中ニ入置申候。

一、前書弘商会所有金ヲ以テ金千弍百円洋牛飼方費用トシテ同県物産掛へ八年中兩度ニ相渡、諸費用ニ遣払有之候趣、右等ノ費用夫々区分相立、支出方ノ儀ハ県官尚實際取調ノ上、相伺候見込ノ由ニ有之候。

右勸業中、弘商会所取扱収入費用、預リ金ノ口々取調候処、其原由ハ概略前文ノ通、當時有高^及遣払等ノ訳別紙甲号ノ如クニ有之、又其残高ノ内、當時貸付有之分乙号ノ通ニ有之、然シテ右収入金ノ内、費用其他ノ証書判然不致廉モ有之、是等ハ素ヨリ確乎算当難出来候へ共、先ツ以テ先官調書ヲ根拠トシ取調候義ニ付、此廉ハ尚当県官ニ於テ実地關係ノ人民ヲ諮問シ、別ニ故障ヲ不生義ニ候へハ今般ノ取調ヲ極度トシ、貸付金ハ夫々取立方ヲ為シ集テ之ヲ大藏省へ上納ノ義相伺候ハハ可然ヤニ相考候。尤、右ハ頃日三件具狀ノ趣ト共ニ当県権令ノ見込上申ノ末、御指揮相成候義ト奉存候ニ付、則此書ヲ第四号トナシ入尊覧候也。

明治九年五月十日 大藏省十三等出仕 酒井惟一

内務権少録 齋藤小三郎

内務省十一等出仕 西村義道

検査寮十等出仕 後藤省三

駅通大属 萩原友賢

内務卿 大久保利通殿

大藏卿 大隈重信殿

別紙(略)

(3) 勸業所会計取調上申書 2

『豊岡県史料』

元勸業所取扱金銭出納順序 并^ニ将来処分伺

当管下、旧来魚糶問屋売高税^并物産品輸出入税等、旧

藩ニ慣行ヲ以、收税致来候由ノ処原因不分明素来定規無之、各地統ほし、まほニ施行、從テ税則モ区々ニ有之、亦弊害モ不少候ニ付、先官之ヲ改正シ、一般公平ニ所置可致様トノ見込ヲ以、新タニ勸業所ヲ創立シ明治五年二月初メテ該掛リ官吏ヲ設ク。則十五等出仕千賀定人・雇高田莊平ニ命ス。其施行ノ綱領ハ海岸及ヒ市街ニ設置セル魚糶問屋收税ヲ更メ、各港輸出入諸物品ノ口錢稅・諸工商ニ鑑札料等ヲ領收シ、加ルニ故為換方小野組指出金有之、其外諸向差出金等ヲ併セテ勸業所ノ資本トシ、貸付潤利ヲ積ム等ヲ業トス。其税法・鑑札料等收入ノ次第すべハ渾テ伺ヲ經ス専断施行ニ有之、且当初取扱帳簿頗ル紛擾ヲ極ム。從テ疑團不少、尤勸業所創立ノ最初ハ、千賀定人ナルモノ専務ニテ豊岡市中ニ一店ヲ置キ之ヲ元社トシ管内数所ニ出店ヲ設ケ、皆同人ノ指揮ニ從フ。庁中司吏ヲ置カス。歲月金錢ノ出納ヲ見ル事ナシ。後一周年ヲ過キ明治六年二月県庁ニ掛官ヲ設ケ、

初メテ新稅ノ締ヲ掌ラシム。同年八月、千賀定人職ヲ免シ此ニ於テ會計ヲ庁ニ調査スル事ヲ命ス。此時ヨリ僅ニ帳簿ヲ設ケ、得失ノ計算初メテ興ル。今回引繼ノ際調査ヲ乞フモノモ此簿冊ニ係ル。千賀ナルモノ勤職中ノ分ハ出納差引書有之ノミニテ付属書類ハ勿論、台帳トシテ抛ルヘキモノ無之、往事披索スル事能ハス。明治八年六月ニ至リ勸業所ヲ廢閉シ、因テ各種ノ税法モ其儘廢止致候。右施行ノ順序大概、左ニ申上候。

一、魚糶問屋稅ト稱スルモノハ、海岸并市街ニ糶問屋ヲ置キ、日々糶壳充鬻必問屋ノ手ヲ經ルニアラスンハ売買ス可ラサルヲ法トス。則、売高ヨリ口錢ヲ出シ、口錢中ヨリ稅ヲ收ム。則、六年十二月稅則ヲ改正シ、売高金六錢五厘ニ付、金五厘ヲ問屋口錢トシ、其十分ニヲ收稅シ、残り八分ハ問屋ニ留メテ費用ニ充テ、尚予備ニ供ス。則、六年八月二十五日以来、八年六月二十日迄收入セリ。得ル処ノ金額ハ旧帳諸品問屋

税ト混淆ニ付、束ネテ次項ニ記載ス。

一、諸品問屋税ト唱ルモノハ、海岸各港ニ於テ輸出入物品売買モ亦、問屋ヲ經過シテ価額ヲ定ムルモノト

ス。其代価ニ分厘ヲ盛りテ收税ス。尤、口銭ヨリ税

ヲ納ムル事、前ノ如ク、但税額ハ物品ノ昂低アリ、

輸入ハ代価十分ノ二分ヨリ四分迄ヲ口銭トス。稀ニ

四歩以上ノモノアリ、其十分ノ二ヲ收税ス。輸出ハ

凡其半額トス。創立ハ明治五年二月以來ニ係ル由ノ

処、魚問屋回轍ニテ六年八月改正後ノ分ヲ計算ス。

右ニケ問屋ヲ兩問屋ト称ス。收税法ハ自ら其別アリ

ト雖モ社中同視シテ之ヲ合載ス。因テ判然、金額ヲ

分割シ難シ。則、旧調ニ從ツテ二税ノ額ヲ併セテ金

八千三百七拾九円五拾五錢三厘七毛ノ高二至ル。

一、工商職業鑑札料ハ明治五年七月發行、管下一般ニ

布告、各工商一同取締ノタメ開業ノ鑑札ヲ渡ス。尤、

旧慣有之候ヲ更正セシモノニ有之、鑑札料壹枚ニ付、

金拾貳錢五厘ヲ收入ス。且、職業盛大ノモノハ追々

薄税ヲモ可賦旨布達候由ニ候ヘ共、未タ職業税ハ收

セス。鑑札料收額金貳千三百五拾四円四拾八錢三厘

六毛ナリ。

一、明治七年三月、船手問屋・魚糶問屋營業ニ付、身

元為保証差出金申渡、之ヲ兩問屋敷金ト唱フ。銘々、

身分甲乙ヲ序シテ金額ヲ定メテ收メシム。此金高三

千百九拾三円四拾四錢ニ至ル。該金ヲ以、各地弘商

会所ヲ取建、船改所兼帶セシメンカ為、諸寄・柴山・

一日市・間人・宮津・由良・舞鶴ノ七港ニ築キ、其

營費ニ充ツ。八年六月廃止ノ末、右金額ノ内式千六

百六拾八円四拾四錢下戻ス。殘金五百貳拾四円未タ

下戻サズ。是ハ丹後国宮津・舞鶴ノ二港分ニテ事故

アリ差留置タル旨引渡相成、追テ實際取調可及筈、

到底可下戻金筋ニ有之候。

一、海岸魚問屋共協議ノ上、漁夫救荒準備トシテ魚代

価ノ内ヨリ少々ツ、振除ノ法ヲ立テ、各地へ積蓄シタル金五百六拾四円八拾四錢七厘九毛有之。廃止ノ際、謂ナク埋没センモ難計ト一時、庁へ取纏メサセ今尚預リ有之分。但、宮津・舞鶴ハ差出不申由、為ニ前章敷金差押置有之候。

一、明治六年十二月ヨリ魚躍場資本金トシテ小野組ヨリ出金セリ。漸ヲ以、金八千六百五拾六円三錢九厘七毛ノ額ニ至ル。其内、元金九百六円三錢九厘七毛、利子金三百五拾九円九拾四錢トモ合セテ千貳百六拾五円九拾七錢九厘七毛下戻、殘金七千七百五拾円差出ニ相成居、是ハ同組閉店ノ際、該県負債若干ノ内へ差繼可取計積、兼テ其筋ヨリ談相成居候分。然ル処負債調ノ節、小野組差出金差繼相成候額ハ七千六百五拾貳円八拾貳錢五厘四毛有之、差引九拾七円拾七錢四厘六毛相違ヲ生セリ。追テ調理ノ筈。

一、諸向預リ金ト唱ルハ、有志ノモノ預ケ度願フモノ

アレハ薄利ヲ以テ預ル法アリ。乃チ、預リ高金壹万三千四百七拾壹円貳錢ニ至ル。時々出入アリ。追々弁シ尽ス。利子金八百八拾貳円八拾五錢四厘五毛ト共ニ仕払之。

一、右数件ノ金員ヲ資本トシ、勸業引立ヲ名トシ、管下人民へ貸付金ヲナス。其貸出ノ額ヲ通計シテ高金四万七千五百八拾三元七拾三錢六厘二毛ナリ。其内三万五千四百三拾八円九拾九錢九厘取立済、殘金壹万七百三拾三元九拾三錢七厘貳毛。現今貸在金ニ有之候処、此負債主中杉立九一郎ト申者已ニ遁逃致、其外破産困窮ノ者不少、且証文上モ不慥、偶々抵当有之モ規則履行セサル者多ク、此未取立方如何可有之哉、甚掛意致候。

右件々從來取扱ノ末、特ニ引繼ニ臨ミ逐件検査致候処、帳簿頗ル紛乱、入方ヲ以、払ニ照シ、払方ヨリ入方ニ会スル等、縦横披索漸ク括計ヲ立ツト雖トモ彼は少差

アリテ適実トシ難シ。口々詳細ハ兩御省取調係ヨリ具
 状可相成仕訳書ノ通ニ有之、則前記受払差引書ヲ以、
 小官見込上申致候通、人民下戻ヘキ金并貸付金ノ内、
 難取立分ヲ概測致シ、可也取纏マル分ヲ以テ統計致候
 ヘハ小野組ヨリ兼テ差出金ハ負債差繼可申額ニ聊不足
 ヲ生候程ニ有之二付、国県税ノ名義ヲ降スモ今更行フ
 事ヲ得ス。寧口税名ヲ問ハス追々取立候金高ハ差繼ノ
 方ヘ相廻シ候ヨリ外致方無之ト存候。若シ意外取立相
 運ヒ剩余モ有之候ヘハ県税ニ可相廻積、如茲不都合成
 行候ハ、旧官理事不体裁ヨリ相生候義ニハ候ヘ共、既
 往ノ義ニ付格別ニ御見切被下候ヘハ此儘引繼、精々取
 立致度、尤取立ノ成否ハ小野組負債ニ関シ候義ニ付、
 時々上申可致候。此段相伺候也。

明治九年五月十日

豊岡県権令 三吉周亮

内務卿 大久保利通殿

大藏卿 大隈重信殿

(4) 勸業所會計取調伺書

『豊岡県史料』

(上略)

勸業金ノ儀ハ光儀見込ヲ以、明治五年壬申五月勸業ノ
 為、弘商会所ヲ設ケ掛官員ヲ置、旧藩々慣行ノ諸問屋
 收税法ヲ改メ、更ニ各港輸出入諸物品ノ口銭税・諸工
 商鑑札料等ヲ領收シ、加之小野組差出金及諸方預り金
 等ヲ併テ勸業資本トシ、貸付利潤ヲ積ムヲ主法トス。
 右鑑札料収入法等渾^すテ不経伺、専斷ノ施設ニ出候。且
 又、該件ニ係ル簿書台帳ノ憑拠ト為スヘキモノ無之、
 其後八年六月ニ至リ勸業所ヲ廢シ、各種ノ税法モ隨テ
 廢止ニ及候。此資本合金四万千円ノ処、諸費及小野組
 并ニ諸方預り金下戻、其他遣払口々ノ分式万八千円余

差引、残金壹万貳千円余ノ内、県庁有金九百円余・貸付金壹万七百円余、此貸付金ノ内小野組出金へ下戻并積金敷金等各所海岸魚問屋へ可下戻分相籠り夫々返弁可致筈、此外五百三拾円ハ諸方貸付、即今調査可致分ニテ容易ニ難取立、到底可也取纏へキ分、小野組差出金負債へ差繼聊不足ヲ生スヘキヤ。尤、追々取立候金高ハ単ニ差繼ノ方へ相回候外有之間敷、県官見込ニ候間、精々取立方為取計可申候へ共、既往ノ儀ニ付、格別ノ御見切ヲ以、処分方ハ権令へ御委任相成度、以上五件処分見込前陳ノ通ニ有之候。抑、同県出納不容易紛紜ヲ極メ、随テ書類モ蕪雜、遺払等精算明瞭ナル者絶テ無之、就テハ官金返納ノ部ニ人民貸付延滞、終ニ官損ニ歸スル分有之、或ハ人民へ可下戻金額中遺払不分明、及ヒ他ノ負債ト相成候辺ヨリ金額返戻不行届分モ往々有之、条理上ヨリ之レヲ視レハ頗ル不權衡ニモ相聞候へ共、實際ニ於テ如何トモ処分難相成、到底尋

常事件トハ別種ノ取扱ニ付スルノ外無之、畢竟光儀權斷ノ処置ニ出候儀ニ候へ共、最前本人へ御委任相成次第モ有之候間、寛典ヲ以、既往ノ儀ハ不問ニ被置、前陳ノ旨趣特別ノ御僉議ヲ以、御允裁相成候様致度、尤實際着手順序等ハ尚権令三吉周亮へ相達可申ト存候。右ハ該県ノ急務ニ付、至急御允裁有之度、因テ別紙申牒相添進達、此段相伺候也。

明治九年七月七日

大蔵卿 大隈重信

内務卿

大久保利通代理

内務少輔 林友幸

太政大臣 三條實美殿

「伺ノ趣特別ノ訳ヲ以、聞届候条、實際着手ノ順序不都合無之様県官へ相達、追テ処分方詳細可届出事

明治九年九月廿五日

4 城崎郡と官公衙

(一) 兵庫県と城崎郡の成立

『兵庫県会史』

九年八月再ヒ府県ヲ改置スルヤ二十一日ヲ以テ飾磨・

豊岡・名東ノ三県ヲ廃シ(中略) 本県(兵庫県)ノ管地タラシム。

初メ四年十一月ヲ以テ姫路・豊岡・名東ノ三県ヲ置ク

ヤ(中略) 豊岡県ヲシテ元豊岡県所轄地及出石・村岡・

篠山・柏原・亀岡・三田・鶴牧・山上・湯長谷・久美

浜・生野諸県ノ所轄地ニシテ但馬全国及丹波国氷上・

多紀(天田)ニ二郡ニアルモノヲ(中略) 管セシメ(中略) 是ニ

至リテ皆本県ノ管轄ニ帰セリ。(中略) 豊岡県(元)ハ但馬国

豊岡ニアリ(中略) 元年閏四月ヲ以テ藩トナリ(中略)

四年七月ヲ以テ県トナリシモノ。(下略)

編年紀事

○明治十二年

一月八日県達甲第一号ヲ以テ従来ノ大小区画ヲ廃シ各町村ヲ(中略) 一区三十三郡ニ編制シ(中略) 城崎・美含郡役所ヲ城崎郡豊岡町ニ、出石・気多郡役所ヲ出石郡出石町ニ(中略) 置ク。

○明治二十六年

九月二十八日(中略) 城崎・美含、出石・気多郡役所ヲ廃シ更ニ(中略) 城崎・美含・気多郡役所ヲ城崎郡豊岡町ニ、出石郡役所ヲ出石郡出石町ニ置ク。

○明治二十九年

四月一日(中略) 城崎・美含・気多郡ヲ廃シテ更ニ城崎郡ヲ(中略) 置、城崎郡役所ヲ同郡豊岡町ニ(中略) 置ク。